

静岡市広告事業推進に関する基本方針
静岡市広告事業実施マニュアル

令和4年6月

静岡市

内容

はじめに.....	1
静岡市広告事業推進に関する基本方針（平成25年11月8日策定）.....	2
1 広告事業の目的.....	2
2 広告事業の対象とする財産.....	2
3 広告事業推進のための取組.....	3
静岡市広告事業実施マニュアル.....	6
第1章 庁内体制.....	6
1 所管課.....	6
2 総務課（事務局）.....	6
3 広告審査会.....	6
4 行財政改革推進検討部会.....	6
5 関係課.....	7
第2章 広告事業実施に係る基本スケジュール.....	9
第3章 地域経済活性化のための市内事業者の優先.....	10
1 基本的な考え方.....	10
2 市内事業者の定義.....	10
3 市内事業者のみを対象とする広告事業を実施することができる場合... ..	10
4 市内事業者を優先する手法.....	10
第4章 広告掲載の制限.....	11
1 市政運営に支障をきたす広告の制限.....	11
2 市民感情を害するおそれのある広告等の制限.....	11
第5章 広告事業実施の検討.....	13
1 広告媒体の種類.....	13
2 形態.....	13
3 広告料.....	14
4 広告の募集方法.....	14
5 広告募集の対象者.....	14
6 広告の選定方法.....	14
7 屋外広告物.....	16
8 行政財産の目的外使用.....	16
9 普通財産の貸付け.....	17
第6章 要綱・掲載基準等の作成.....	18
1 広告掲載取扱要綱.....	18
2 広告掲載基準.....	18
3 選定方法.....	18
4 募集要項.....	18
5 仕様書.....	20
第7章 広告の募集.....	21

1	募集情報の周知	21
2	募集期間	21
3	申込できない業種又は事業者	21
4	周知事項	22
第8章	広告の適否審査	23
1	所管課における審査	23
2	広告審査会への依頼	23
3	総務課における予備審査	23
4	広告審査会	23
第9章	契約・協定締結	25
第10章	企画提案	26
1	募集する企画提案の内容	26
2	提案内容の検討	26
《各種様式》		27
	広告掲載取扱要綱標準書式〔見積執行・総合審査〕	27
	広告掲載取扱要綱標準書式〔抽選・先着順〕	32
	広告掲載取扱要綱標準書式〔市内事業者のみを対象とする広告事業〕	37
	募集要項標準書式〔見積執行〕	47
	募集要項標準書式〔抽選・先着順〕	49
	募集要項標準書式〔総合審査〕	52
	募集要項標準書式〔市内事業者のみを対象とする広告事業〕	54
	仕様書（広告料収入型）標準書式	57
	仕様書（経費節減型）標準書式	58
	ホームページ掲載情報連絡票	59
	広告審査依頼書 標準書式（広告料収入型／直接募集方式）	60
	広告審査依頼書 標準書式（広告料収入型／広告代理店方式）	61
	広告審査依頼書 標準書式（経費節減型）	62
	会社概要 標準様式	63
	広告審査事前チェック表	64
	広告掲載に関する契約書標準書式	65
	作成及び贈与に関する協定書標準書式	68
	静岡市広告募集等連絡メール配信登録用紙	71
	企画提案書	72
《関係法令等》		73
	静岡市広告審査会設置要綱	73
	静岡市広告掲載基準	75
	品位を損なう広告の制限に関する運用基準	80

はじめに

厳しい財政状況が続く中、歳出を削減するだけでなく、市が保有するあらゆる資産を最大限に有効活用し、歳入を増やしていくことが重要となっていることから、本市においても平成18年度に広告事業を導入しました。

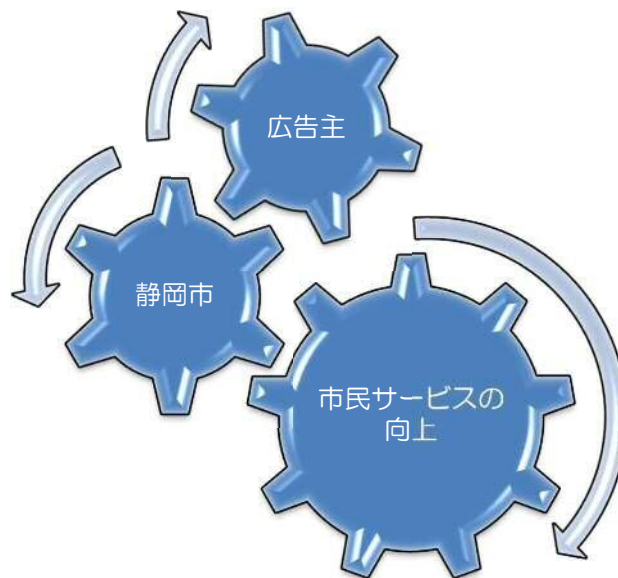
この広告事業を推進することにより、健全な財政運営に資するとともに、広告料収入を公共事業等に充てることで、市民サービスの向上を図り、また広告事業を通して市内事業者を支援し、地域経済の活性化につなげることができます。

しかし、日本経済低迷の影響を受け、平成22年度以降、本市の広告料収入は減少が続いています。

このような中、平成25年7月に静岡市行財政改革推進審議会から答申があったことから、新たに「静岡市広告事業推進に関する基本方針」を定め、広告事業を拡大、推進していくこととしました。

各課におかれましては、広告事業の趣旨を理解していただき、その推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、広告事業の実施に当たっては、広告媒体として市場価値のある資産の選定、公共性や公平性を確保するための広告媒体ごとの掲載基準の策定、広告掲載内容の審査など、あらゆる事務手続を効率的かつ効果的に実施することが重要です。そのため、広告事業実施の際の参考とすべく、本マニュアルにおいて基本的な事務手続の流れや留意事項等を定めましたので、本マニュアルに基づき、適正に運用してください。



静岡市広告事業推進に関する基本方針（平成25年11月8日策定）

1 広告事業の目的

市が保有する財産は市民全体の財産であり、その管理を任されている市は、これらの財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化につなげていかなければなりません。

そのため本市の広告事業は、次の3点の実現を目的として掲げます。

①財政負担の軽減

財産本来の用途や目的を妨げないことを前提に、市の財産を広告料収入を生み出す媒体として有効に活用することにより、市の財政負担の軽減を図る。

②市民サービスの向上

広告事業により得られた広告料収入を、当該財産が有する行政目的の実現のための事業等の財源に充当することにより、対象となる市民サービスの一層の向上を図る。

③民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化

広告事業をとおして民間企業と連携することにより、企業の持つノウハウを市の事務事業に活用する。また、企業に市の媒体を効果的に利用してもらうことにより、企業の知名度やイメージの向上などにつなげ、事業活動の促進による地域経済の活性化を図る。

2 広告事業の対象とする財産

次に掲げる市の財産のうち、「広告事業の目的」を実現するために有効なものを対象に、広告事業を実施します。

ただし、広告を掲載することで、法令等に抵触するおそれのあるもの、財産本来の用途や目的を妨げるおそれのあるもの、市民に誤解や不快感を生じさせるおそれのあるものなど、広告事業に適さない財産については、対象としません。

市の財産	広告の形態
施設（広告事業に活用できる市が管理する国、県の施設を含む。）	ネーミングライツ、看板広告、内壁面広告、マルチビジョンやマットなどへの広告
印刷・広報物	パンフレット、チラシ、封筒などへの印刷広告
ウェブページ	ホームページのバナー広告
その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告

3 広告事業推進のための取組

(1) 広告事業推進の考え方

「広告事業の目的」を実現するためには、広告媒体に対するニーズを的確につかみ、より多くの財産を活用すること、また、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れていくことが重要となります。

そのため、各課が所管する施設や印刷物などから、新たな広告媒体やこれまで十分活用されてこなかった有効な財産を積極的に見出し、広告事業に結びつけるとともに、企業等からの提案を受け入れ、実現につなげる取組を行うものとします。

(2) 市の財産の見直し

市内広告代理店に対する調査結果を基に、広告媒体の有効性の判断基準として作成した「広告事業の検討対象とする基準」に基づき、本市の持つ財産を洗い出し、広告事業の検討を行います。

具体的には、各課が所管する施設や印刷物などのうち、基準に該当するもの全てに対して、広告事業を検討することとします。

なお、既に広告事業を実施しているものについては、更なる拡大を検討します。

また、印刷・広報物に関しては、単に広告事業の実施を検討するのではなく、「印刷・広報物の見直し実施要領」に基づき、改めてそのものの必要性を十分検証したうえで、広告事業の検討を行うものとします。

(3) 企業や広告代理店からの提案の受け入れ

「広告事業の目的」の一つである「民間企業との連携」を進めるため、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れます。

特に、新たな媒体や様々な施設のネーミングライツ、各種媒体を組み合わせた広告など、これまでにない企画提案を広く求めるため、市から情報提供を行うとともに、総務課が窓口となって、提案の趣旨、内容を十分に把握したうえで、関係する所管課につなげ、導入に向けた前向きな検討を行うこととします。

(4) 広告事業の検討に当たっての留意事項

広告事業の検討に当たっては、市民に悪影響を及ぼしたり、市民サービスの低下を招いたりすることがない点を十分確認するとともに、広告事業が財政負担の軽減だけでなく市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指したものであることを積極的に市民に伝えていく必要があります。

①公共性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、広告媒体と広告内容のバランスを欠き、市民の誤解を招き、又は市民感情を害するおそれがないか、その他その実施により市政運営に何らかの支障が生じるおそれがないかなど、公共性の確保の観点から、広告事業の実施の可否、実施する場合における広告の媒体及び内容、広告主の選定

等について慎重に検討するものとする。

②公平性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、市民に特定の企業等を推奨しているかのような誤解を与えることがないように、募集や審査の過程、掲載する広告の内容等において、市としての公平性及び中立性を確保しなければならない。

ただし、広告事業の目的の達成又は公共性の確保のために必要がある場合には、掲載する広告の業種、広告主の事業所等の所在地その他の事項について、一定のものを優先し、若しくは制限し、又は必要な条件を付すことができる。

③広告料の活用目的の周知

広告事業の目的や必要性を周知し、市民に広告事業を理解してもらうため、全ての広告に、広告料が媒体の印刷費や維持管理費等の財源の一部に活用されていることを表示する。

広告事業の検討対象とする基準

No.	財産の種類	広告の形態	基準
1	施設	ネーミングライツ 看板広告 内壁面広告 マルチビジョン、マットへの広告 など	<p>総務課が実施した調査結果を参考に、広告媒体としての可能性があるものと認められるもの</p> <p>ただし、ネーミングライツにおいて、以下に該当するものを除く。</p> <p>①公用に供する施設（庁舎、区役所、保健所、消防署などの市が事務執行や事業実施のために直接使用する施設）</p> <p>②公共の用に供する施設（住民の一般的共同利用を目的とする施設）のうち、以下に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関としての機能を併せ持った施設（保健福祉センター、動物指導センターなど） ・学校及び保育園 ・史跡及び名勝 ・同一の利用者が長期間にわたって使用する施設（高齢者、障害者等の入所型施設など） ・ネーミングライツ企業と、施設利用団体やイベントスポンサーとが競合することにより、施設の利用率が大幅に低下してしまうおそれのある施設 <p>③廃止（民営化を含む。）や再整備などの将来計画のある施設</p>
2	印刷・広報物	印刷広告	<p>市民に配付する印刷・広報物のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①市内の全世帯に配付しているもの</p> <p>②年間作成数が18万部以上のもの</p> <p>③年間の作成部数が6万部以上あり、かつ配付対象者の属性や印刷・広報物に対する目的が明確なもの</p> <p>ただし、申請書、届出書、通知書、納付書に類するものを除く。</p>
3	ウェブページ	バナー広告	<p>年間を通じて公開するウェブページのうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間の閲覧件数が10万件以上見込めるもの</p> <p>②トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間の閲覧件数が3万件以上見込め、かつ閲覧目的が明確なもの</p>
4	その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 民間企業（広告代理店を含む。）から提案のあったもの</p> <p>② 所管課が広告媒体として有効と判断したもの</p>

上記の各項目に該当しないものであっても、民間企業から提案のあったもの、所管課において広告媒体として有効と判断したものについては、検討の対象とする。

静岡市広告事業実施マニュアル

第1章 庁内体制

1 所管課

広告事業の実施に当たっては、当該広告媒体の特性等を最も把握している各所管課が中心となって進めることとなります。

2 総務課（事務局）

総務課は、広告審査会の庶務を処理し、広告事業の推進や情報の一元化を図ります。

3 広告審査会

広告事業の実施に当たり、広告主の業種、業態、広告内容等について広告審査会で審査します。

（1）審査事項

- ・掲載する広告の適否に関すること
- ・広告の内容に係る疑義に関すること
- ・市内事業者のみを対象とする広告事業の実施の適否に関すること
- ・その他広告の掲載に関し、市長が必要があると認める事項

（2）組織

総務局次長（会長）、総務課長、政策法務課長、広報課長、管財課長、生活安心安全課長、青少年育成課子ども若者相談担当課長

4 行財政改革推進検討部会

過去に実施事例や類似事例のない新規広告事業の実施にあたり、行財政改革の観点で確認する必要がある場合は、行財政改革推進検討部会（以下「行革検討部会」という。）において審議します。

所管課は、行革検討部会の審議結果を基に、広告事業を実施すべきか否か、また、どのような内容で実施するのかを決定します。

行革検討部会における審議が必要か不要か判断に迷う場合は、総務課に相談してください。

(1) 審議事項

- ・ 広告事業の実施の可否について
- ・ 広告事業の実施内容について

(2) 組織

総務局次長、企画局次長、財政局次長、総務課長、政策法務課長、人事課長、企画課長、企画課分権・広域連携推進担当課長、アセットマネジメント推進課長、財政課長

5 関係課

(1) 政策法務課

新規に広告事業を実施しようとする場合に、要綱等の内容が標準書式や既に行っている類似事例の書式と大きく異なるようなときは、法的な問題を解決し要綱等を整備する必要があるため、政策法務課と協議します。

(2) 管財課

広告看板や壁面広告など、本市の所有する土地や建物に広告を掲載する際は、行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付契約が必要となる場合があるため、事前に管財課と協議します。

(3) 生活衛生課

広告主の業種や広告に掲載する商品によっては、個別法やガイドラインにおいて広告表現に制限が設けられている場合があります。特に医療広告においては、「医療法」、「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」、「柔道整復師法」による確認が必要です。

そのため、医務、薬務に関する個別法やガイドラインに抵触するおそれがある場合は、事前に生活衛生課と協議する必要があります。

(4) 建築総務課・都市計画課

本市では、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）により、屋外広告物の表示、掲出に当たってのルールが定められており、市の建物や市有地であっても地域や広告の大きさによっては、掲出できない場合や許可が必要な場合、大きさ等に規制が加えられるものなどがあります。

その他、本市の豊富な景観資源を活かし、静岡市らしい良好な景観形成を推進するための基本的な考え方をまとめた「静岡市景観計画」や、用途地域などの都市計画との調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めた「地区計画」等があります。

そのため、屋外に広告物を掲出しようとするときは、事前に建築総務課と協議が必要です。また、「地区計画」の対象地区である場合は、都市計画課とも協議が必要となります。

(5) 海洋文化都市推進本部

清水港周辺地域に屋外広告物を掲出しようとするときは、自然景観に調和するよう周辺の色彩に工夫や演出を加え、活気や潤いのある港づくりを目指した「清水港・みなと色彩計画」に配慮する必要があるため、事前に海洋文化都市推進本部と協議する必要があります。

(6) 土木管理課

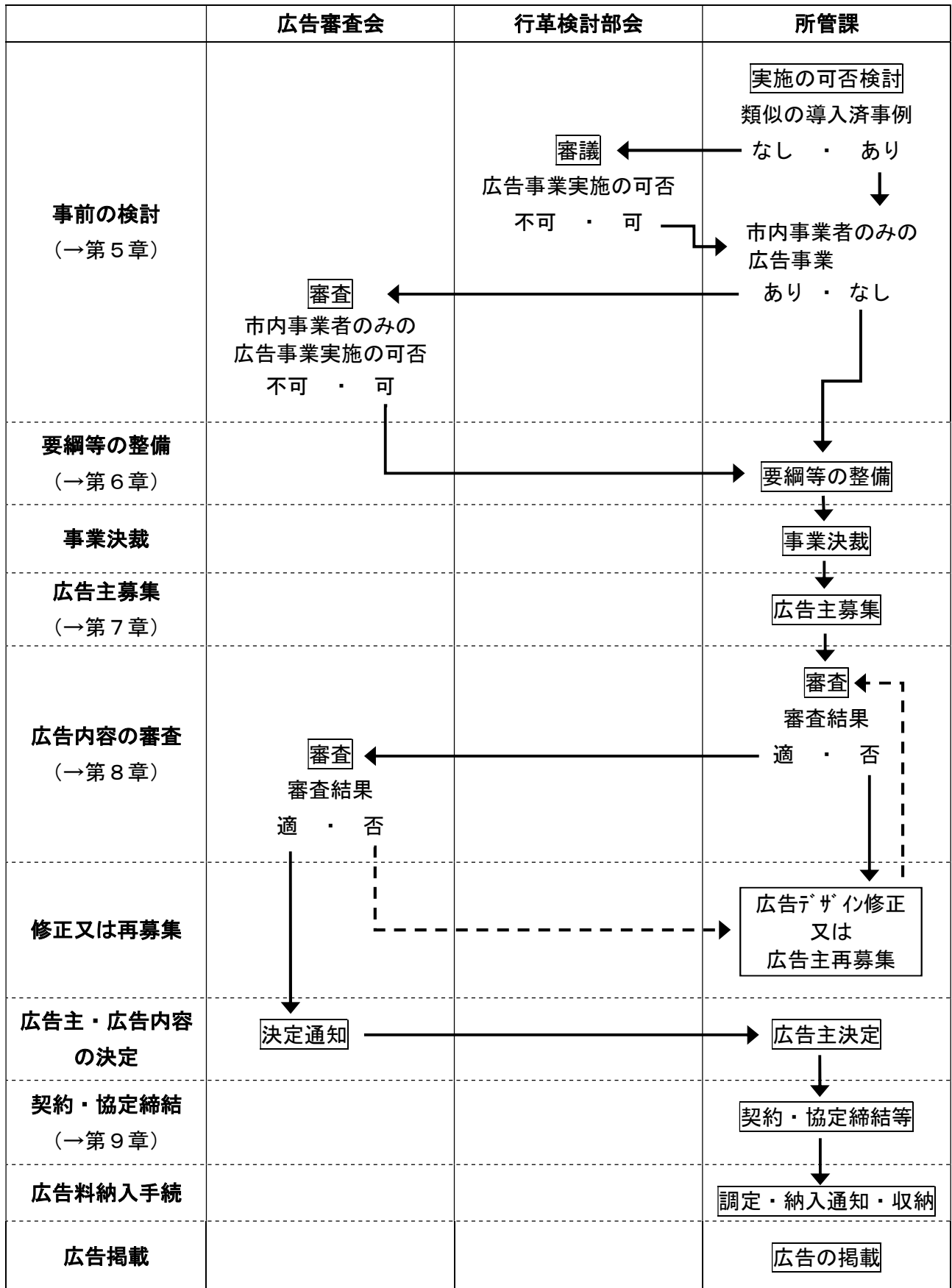
道路・河川・法定外公共物（里道・水路・普通河川等）に一定の工作物を設置し、継続して使用する場合には、占用許可が必要となります。

占用許可は、工事用足場や仮囲い等地上に工作物を設置する場合だけでなく、道路上空に看板を突き出して設置する場合等も含まれるため、事前に土木管理課と協議します。

(7) その他関係各課

広告媒体の性質に応じ、必要があるときは事前にその他関係各課と協議してください。

第2章 広告事業実施に係る基本スケジュール



第3章 地域経済活性化のための市内事業者の優先

静岡市広告事業推進に関する基本方針の目的である「地域経済の活性化」を推進するため、広告事業を市内事業者の支援策の一つとして実施します。

1 基本的な考え方

本市の広告事業は、市内事業者に市の媒体を通じて広告宣伝の機会を提供することにより、市民に対する企業のイメージや知名度などの向上につなげ、企業としてのポテンシャルを高める効果が期待されることから、地域経済の活性化のための市内事業者の育成・支援策としての役割を持ちます。

このようなことから、本市の広告事業における広告主の選定に当たっては、原則として市内事業者を優先することとし、必要があると認めるときは、市内事業者のみを対象とした広告事業を行うことができることとします。

2 市内事業者の定義

市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所など）を有する事業者とします。

3 市内事業者のみを対象とする広告事業を実施することができる場合

上記1の基本的な考え方を踏まえ、市内事業者を支援するために必要があると認めるときは、広告審査会の承認を受けて、市内事業者のみを対象として広告事業を行うことができます。例示すると、次のとおりとなります。

- ・市内の事業者の支援や育成を目的とした媒体に、広告事業を実施する場合
- ・静岡市のシティープロモーションを目的とした媒体に、広告事業を実施する場合
- ・市内事業者の支援・育成の観点で効果が極めて高く、かつ、市内事業者のみを対象としても広告事業が成立する見込みがある媒体で実施する場合

4 市内事業者を優先する手法

優先の範囲	選定方法	優先の手法
市内事業者を優先する広告事業	見積執行	最も高い見積価格を提示した者が複数ある場合において、その中に市内事業者があるときは、その市内事業者のうちから決定する。
	先着順 抽 選	先に市内事業者を対象に募集を行い、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、再度、市内事業者以外の事業者を含めて募集を行う。
	総合審査	評価項目に、「地域経済への寄与度」を設け、地域経済活性化への影響を評価する。
市内事業者のみを対象とする広告事業	見積執行 先着順・抽選 総合審査	募集の対象者を、市内事業者のみとする。

第4章 広告掲載の制限

1 市政運営に支障をきたす広告の制限

静岡市広告事業推進に関する基本方針の「広告事業の検討に当たっての留意事項」(p. 3)に基づき、市の行う広告事業としての公共性を確保するため、市政運営(市の施策や事業、又は広告媒体が有する本来の行政目的など)に何らかの支障が生じるおそれがあると認められる広告については制限することとします。

(1) 市の施策や事業に支障を生じるおそれがある広告の制限

市の施策や事業に支障を生じるおそれがある広告については、広告が施策や事業の円滑な実施を妨げることがないように、市の媒体には掲載できないこととします。

【市の施策や事業に支障を生じるおそれがある広告の例】

- ・市が自然保護を進める地域に建設するマンションの入居者募集の広告を掲載しようとする場合
- ・市の進める施策や事業の方針に反する内容の本や講演会などの宣伝広告を掲載しようとする場合

(2) 広告媒体が有する本来の行政目的に支障を生じるおそれがある広告の制限

広告事業は、広告媒体が有する本来の行政目的に支障がない範囲で実施しなければなりません。そのため、支障が生じるおそれがある広告については、掲載することができません。

【広告媒体が有する本来の行政目的に支障を生じるおそれがある広告の例】

- ・母子向けのパンフレット等にアルコールの広告を掲載しようとする場合

2 市民感情を害するおそれのある広告等の制限

静岡市広告事業推進に関する基本方針の「広告事業の検討に当たっての留意事項」(p. 3)に基づき、市の行う広告事業としての公共性を確保するため、市民感情を害するおそれがある広告、広告媒体と広告内容のバランスを欠く広告、市民の誤解を招くおそれがある広告については、制限することとします。

特に、品位を損なう表現については、媒体が有する本来の行政目的やその用途などと調和し、適正な品位を保った広告とするため、新たに「品位を損なう広告の制限に関する運用基準」を設け、制限することとします。

なお、更に詳細に規定する必要がある場合は、所管課が定める掲載基準に加えます。

【市民感情を害するおそれがある広告等の例】

- ・病院の床マットに葬儀業者、墓地業者、墓石業者の広告を掲載しようとする場合
- ・保育園連絡袋に酒類の広告を掲載しようとする場合
- ・職員採用案内パンフレットに公務員試験予備校の広告を掲載しようとする場合
- ・過去に市民から多数の苦情が寄せられた広告を掲載しようとする場合

【品位を損なう広告の制限に関する運用基準により制限する項目】

- ・彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用又は過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- ・媒体の配色・体裁と比べ、著しく違和感があるもの
- ・著しくデザイン性の劣るもの
- ・絵柄や文字が過密であるもの
- ・その他媒体の品位を損なうもの

第5章 広告事業実施の検討

各課において広告掲載の可能性を検討するに当たり、費用対効果等の視点も踏まえ、事前に以下の点について検討しておく必要があります。

1 広告媒体の種類

- (1) ホームページ
- (2) 封筒
- (3) パンフレット
- (4) 看板
- (5) 公用車
- (6) マット
- (7) 施設
- (8) 道路構造物 など



過去に実施事例や類似事例のない新規広告事業の実施にあたっては、事前に行革検討部会における審議が必要な場合があるため、早めに総務課と協議してください。

2 形態

(1) 広告料収入型

市が保有する財産を広告媒体として活用し、企業等の広告掲載の対価として広告料の納入を受ける形態です。

スポーツ施設や文化施設などの名称の命名権を民間企業等に売却し、収入を得るネーミングライツもこれに分類されます。

(2) 経費節減型

市が実施する事業等に賛同し、協力を得られる企業等から、市が示す仕様に則って作成した広告入りの物品等の無償提供を受けることで、経費節減効果を生み出す形態です。

その他、印刷物等の作成業務に広告代理店を組み込ませ、ひとつの委託契約を締結する方法もあります。受注者は印刷物作成業務のほか、市が示す仕様書の範囲内において広告主を募集し、広告を作成することになりますが、広告料収入を見込み、印刷物等の作成に係る委託料を通常よりも低く設定することができます。また、印刷物等作成委託業務と広告募集手続が同時に行えるため、事務が簡便になるという利点があります。

3 広告料

広告料は、募集する広告の規格や発行部数、配布期間、配布先、発行エリア等のほか、類似の広告媒体の実施事例や他市の事例、市場価格等も参考にして、適切な価格を設定してください。

これにより設定された広告料の収入見込額（歳出削減額）と広告事業実施により増加する人件費等の経費とを比較し、相応の効果が得られないと思われるときは、費用対効果の観点から、広告事業が適さないものと考えられます。

なお、平成23年度からは、毎年度の当初予算編成方針において、広告料収入による新たな財源確保に対して、収入相当額の事業費要求が可能となり、所管課へのインセンティブが与えられています。（平成22年9月29日付け22静財財財第1514号「平成23年度当初予算編成方針について（通達）」参照。）

4 広告の募集方法

(1) 直接募集方式

各所管課において直接広告主の募集を行い、市と広告主との間で直接契約を締結する方法です。

募集する広告枠数に対し、広告掲載希望者が多く見込まれる場合や、1件当たりの広告料単価が低い場合に適しています。

(2) 広告代理店方式

見積執行等で広告代理店を決定し、当該広告代理店に広告主の募集等を委ねる方式です。

広告代理店の営業に関するノウハウを活用することが望ましい場合などに適しています。

なお、広告代理店に対しては、掲載基準等の遵守を徹底する必要があります。

5 広告募集の対象者

広告事業は市内事業者の支援策の一つとして実施するため、原則として市内事業者を優先しますが、必要があると認めるときは、市内事業者のみを対象として広告事業を行うことができます。ただし、事前に広告審査会の承認が必要となりますので、先に広告審査会の審査を受けてから、募集を行ってください。

6 広告の選定方法

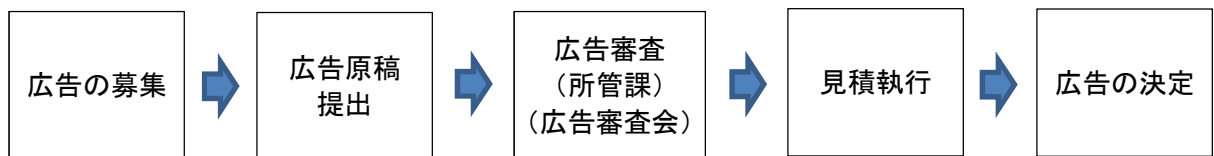
広告を募集する際には、どのような方法で広告を決定するのかをあらかじめ示しておく必要があります。以下の例を参考に、対象となる広告媒体における広告事業の実態に合わせ、適切な選定方法を検討してください。

例

(1) 見積執行〔金額の高い広告を選定したいときに有効〕

市が最低募集価格を設定、提示し（提示が適さない場合は非公表にすることもできます。）、競争入札形式の見積執行により、最も高い見積価格を提示した応募者に決定する形式です。

なお、最も高い見積価格を提示した広告掲載希望者が複数あるときは、そのうち市内事業者である者を広告主とし（市内事業者が複数ある場合は、抽選により決定します。）、市内事業者である者がいないときは、抽選により決定します。

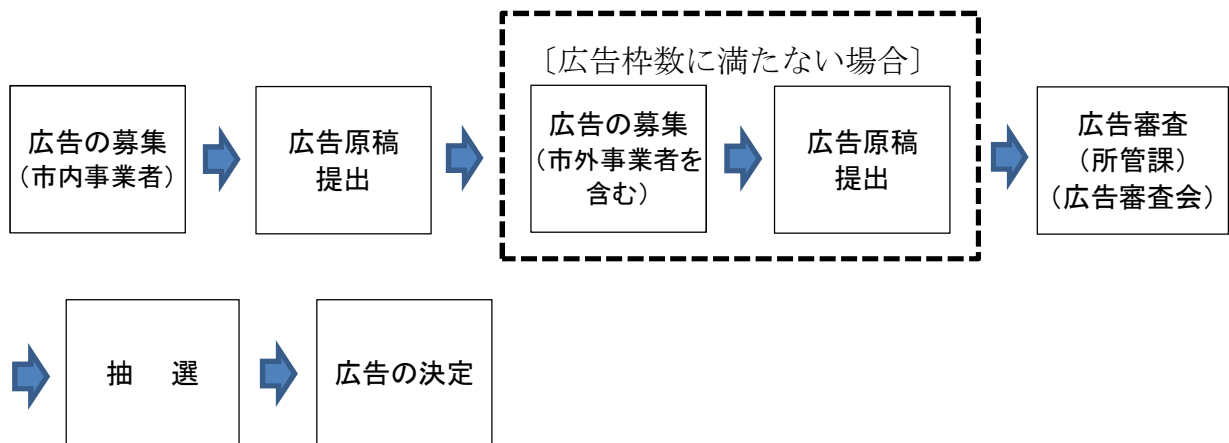


(2) 抽選〔郵便による応募や市外からの応募があるときに有効〕

広告料は定額のもと、広告主を広く募集し、応募者多数の場合は一定の要件を満たしたものの中から抽選で決定する方法です。

募集の際は、先ず市内事業者を対象に行い、応募者の数が広告枠の数に満たないときには、応募者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて再募集を行います。

なお、再募集を行った場合は、再募集の応募者を対象に抽選を行い、広告主を決定します。（先に募集した市内事業者は、全て広告主に決定されます。）また、再募集の際は市内事業者を優先しません。

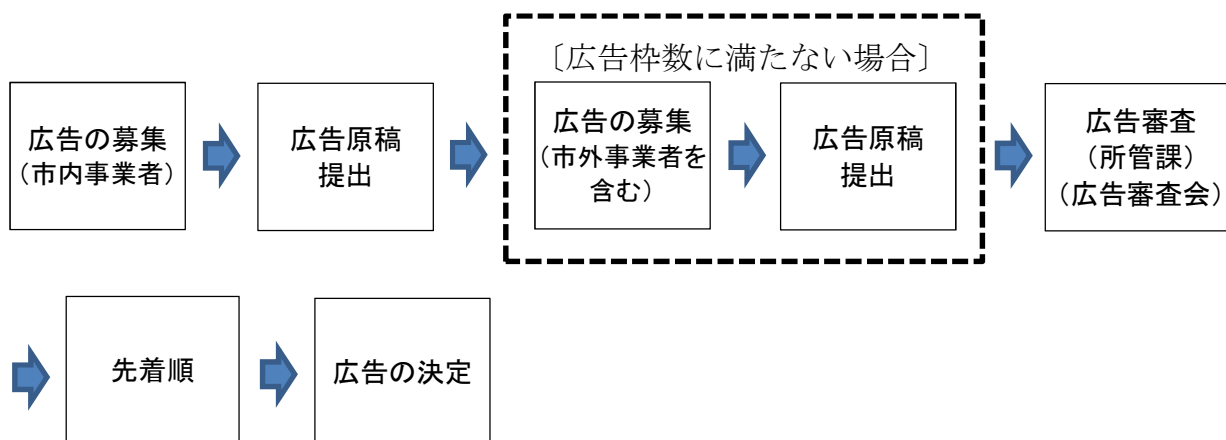


(3) 先着順〔随時募集する媒体に有効〕

広告料は定額のもと、先着順で広告主を決定する方法です。

募集の際は、先ず市内事業者を対象に行い、応募者の数が広告枠の数に満たないときに、応募者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて再募集を行います。

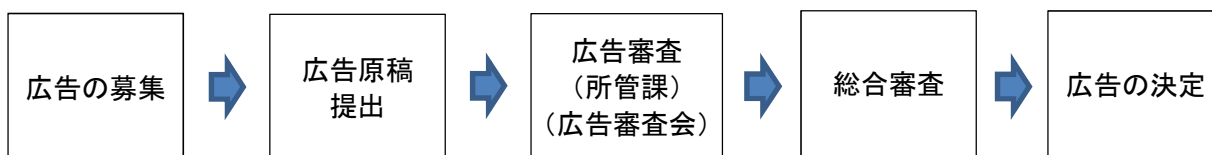
なお、再募集を行った場合は、再募集の応募者を対象に先着順で、広告主を決定します。（先に募集した市内事業者は、全て広告主に決定されます。）また、再募集の場合は市内事業者を優先しません。



(4) 総合審査〔広告内容によって選定したいときに有効〕

広告料や広告デザイン等の提案内容を総合的に判断した上で広告主を決定する方法や、広告料は定額のもと、広告デザイン等の提案内容を審査して広告主を決定する方法です。

なお、評価項目には必ず「地域経済への寄与度」を加え、地域経済活性化への影響を評価してください。



7 屋外広告物

看板や公用車等、屋外に広告を掲載しようとするときは、静岡市屋外広告物条例や静岡市景観条例、静岡市道路占用規則等の各種法令に抵触しないよう、事前に関係課と協議してください。

また、地区計画や清水港・みなと色彩計画などで指定区域となっている地域に広告を掲載しようとするときも、当該計画を所掌している関係課と協議してください。

8 行政財産の目的外使用

地方自治法第238条の4第7項の規定により、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ、また、同法第225条の規定に基づき、目的外使用料を使用料として徴収することができます。

実施する広告事業において、行政財産の目的外使用許可を行うか否かについては広告媒体の実態に合わせて個別に検討し、目的外使用許可を行おうとするときは、静岡市行

政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）及び静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）に基づいた手続を行うとともに、広告主の募集時には目的外使用許可の手続を行う旨を周知してください。

なお、行政財産の目的外使用許可を新規に行おうとするときは、事前に管財課と協議し、法的問題の整理が必要な場合は政策法務課と協議してください。

9 普通財産の貸付け

地方自治法第238条の5第1項の規定により、普通財産は、貸付けにより使用させ、貸付料を財産収入として徴収することができます。

実施する広告事業において、普通財産の貸付けを行うか否かについては広告媒体の実態に合わせて個別に検討し、普通財産の貸付けを行おうとするときは、静岡市財産管理規則に基づいた手続を行うとともに、広告主の募集時には貸付契約を締結する旨を周知してください。

なお、普通財産の貸付けを新規に行おうとするときは、事前に管財課と協議し、法的問題の整理が必要な場合は政策法務課と協議してください。

第6章 要綱・掲載基準等の作成

新たに広告事業を実施しようとするときは、あらかじめ広告事業実施に係る要綱等を作成する必要があります。

要綱等の作成に当たって、内容が標準書式や既の実施している類似事例の書式と大きく異なるようなときは、総務課及び政策法務課と協議してください。

なお、経費節減型により広告事業を実施する場合は、要綱により市が一方的にルールを定めるのではなく、市と広告主との間で協定書を締結することとなります。

1 広告掲載取扱要綱

「広告掲載取扱要綱標準書式（→p. 27～41）」を参考に、その他、各広告媒体において必要となる規定を追加して作成します。

2 広告掲載基準

広告事業の実施に当たり、公共性や公平性を確保するため、市の統一的指針となる静岡市広告掲載基準を定めていますが、この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができます。

なお、病院や介護保険サービス事業者、施術所などのように、広告掲載内容について法令上制限されている業種業態もありますので注意してください。

3 選定方法

複数の広告掲載希望者から応募があったときの広告主の決定については、あらかじめ選定方法を定め、募集要項に記載しておく必要があります。

なお、見積執行や総合審査の場合は、1つの広告枠に対し応募が1者であったときも、選定を行います。

4 募集要項

広告主を募集する際に公表するもので、「募集要項標準書式（→p. 47～56）」を参考に、その他必要な事項を記載します。

募集要項の作成に当たっては、当該広告媒体に広告を掲載することにより広告主にどのようなメリットがあるのか具体的に明記するなど、掲載希望者を惹きつけるようなセールスポイント（広告掲載のメリット）を可能な限り盛り込むようにしてください。

なお、広告事業は市内事業者の支援策の一つとして実施することから、原則として市内事業者の広告主を優先しますので、募集要項標準書式のとおり、「申込対象者」や「選定方法」の欄には市内事業者を優先する方法を必ず記載してください。

- (1) 広告媒体の概要
- (2) 広告掲載のメリット

- (3) 広告の規格（色、サイズ、表記が必要な事項）
- (4) 広告枠の位置、枠数、掲載期間
- (5) 広告掲載の申込
 - ・ 申込期限
 - ・ 提出書類（申請書、提案書等）
 - ・ 申込方法
 - ・ 申込対象者
 - ・ 申込できない者
- (6) 広告の適否審査
- (7) 選定方法
- (8) 決定通知
- (9) 広告原稿の提出方法
- (10) 広告料及び納入方法
- (11) 広告料の還付
- (12) 広告主の責務
 - ・ 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
 - ・ 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。
 - ・ 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (13) 申込み及び問合せ先

＋ セールスポイント例

- ・ 当該広告媒体は多くの人の目に触れる機会が多く、販売促進や知名度のアップにつなげることができる。
- ・ 公共物件等に広告を掲載することで、社会貢献に力を入れている企業としてのイメージアップが期待できる。
- ・ 市が発行する印刷物であるため、広告主に対する信頼感が得られる。
- ・ 用途、性別、年代、地域など、配布先が限定されていることにより、広告ターゲットが絞られ、確実な宣伝効果が期待できる。
- ・ 全戸配布のため、全市民に周知を図ることができる。
- ・ 市民だけでなく、市外の利用者も多いため、企業名を全国発信できる。
- ・ マスコミに取り上げられることも多いため、相乗効果が期待できる。
- ・ 広告掲載期間が短期間であるため、一定期間又は短期集中で話題を呼びたい広告に適している。など

5 仕様書

募集要項と同様、広告主を募集する際に公表するもので、「仕様書（広告料収入型）標準書式（→p. 57）」、「仕様書（経費節減型）標準書式（→p. 58）」を参考に、その他必要な事項を記載します。

なお、その広告の広告料収入が、どのように活用されるのかを示すことは、広告事業の目的を市民に広く理解してもらうことにつながります。

そのため、広告料が媒体の印刷費や維持管理費などの財源の一部として活用され、市民サービスの向上につながっていることを広告に記載するよう仕様書に明記してください。

（広告料収入型の例）

「この広告による広告料は、パンフレットの印刷費の一部として活用されます。」

（経費節減型の例）

「このパンフレットの作成経費は、広告の掲載による収入で賄われています。」

第7章 広告の募集

1 募集情報の周知

(1) 所管課における周知

所管課においては、募集要項の配布、静岡市ホームページへの掲載などにより、募集情報の積極的な周知を図ってください。なお、ホームページに募集情報を掲載したときは、「ホームページ掲載情報連絡票（→p. 59）」を総務課宛てに提出してください。

(2) 総務課における周知

総務課において、静岡市ホームページの「静岡市の広告事業」から所管課で作成した募集情報ページへリンクを貼り、広告募集連絡メール配信希望者に対して募集情報をメールでお知らせします。

2 募集期間

広告の募集に当たっては、広告デザインの作成期間等を考慮し、募集の開始から応募締切までの期間は概ね1ヶ月程度を確保してください。なお、広告代理店方式を採用するときは、広告デザインの作成に加え、広告代理店が広告主を募集するための期間が必要となるため、さらに1ヶ月程度を確保するようにしてください。

新規に広告事業を実施するときは、上記によらず、余裕を持ったスケジュールを設定してください。

3 申込できない業種又は事業者

次の事業者は、市の媒体に広告を掲載することができません。したがって、申込の段階で、その旨を伝えてください（募集要項に明示してください）。

- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・ 各種法令に違反している事業者
- ・ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・ 利殖を目的とした投資又は投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・ たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種

- ・ 興信所・探偵事務所等
- ・ 占い、運勢判断に関する業種
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技事業者を除く。）
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

4 周知事項

募集に際しては、募集要項、仕様書、広告掲載取扱要綱、広告掲載基準及びその他必要な事項を周知してください。

第8章 広告の適否審査

広告の適否は所管課における審査を経て、最終的には広告審査会において決定します。審査に係る具体的な事務については、「広告審査事務の手順」に詳述していますので、適宜参照してください。

1 所管課における審査

所管課は、市が実施する広告事業であることを認識し、社会的に信用度の高い情報であり、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を有しているかという視点で審査を行う必要があります。

審査は、静岡市広告掲載基準及び個別基準に基づいて行います。また、広告内容に消費者トラブルが多発している商品又はサービス等が含まれていないか、広告主が過去に行政処分等を受けていないかを確認し、適否について判断してください。

審査の結果、必要があるときは広告内容等の修正を求めてください。なお、広告主について上記の事実が確認された場合は、早めに総務課に連絡してください。

2 広告審査会への依頼

広告の審査を広告審査会に依頼するときは、以下の書類を総務課に提出してください。

- (1) 「広告審査依頼書」(→p. 60～62)
- (2) 「広告掲載申込書」(→p. 42) の写し
- (3) 広告原稿
- (4) 「会社概要」(→p. 63)
- (5) 広告審査事前チェック表 (→p. 64)

3 総務課における予備審査

(1) 提出書類の確認

提出された書類の記載内容や広告表現等について問題がないか、総務課において予備審査を行います。必要があれば、この段階で修正等を求める場合があります。

(2) 広告審査会の開催方法の決定

広告審査会は、会議形式または電子会議形式により開催されますが、どちらの形式によるかは広告内容等を踏まえて総務課で判断し、所管課宛てに連絡します。

4 広告審査会

(1) 審査事項

応募があった広告主の業種、業態及び広告内容、その他必要があると認める事項について審査し、適否を判断します。

広告審査会終了後、審査結果について所管課宛てに通知します。

(2) 開催形式

ア 会議形式

広告の内容等に疑義が多く、詳細な審議が必要な場合には、広告審査会の会員が集まり、対面による会議において適否を判断します。

イ 電子会議形式

事務局が事前審査した上で、会長が特に問題がないと認めたもの等については、グループウェアの電子会議室を活用して審査を行い、適否を判断します。

5 審査の特例（静岡市広告審査会設置要綱第7条）

以下のような審査会が軽易なものとして特に認めたものは、会議への付議を省略し、総務課が会長までの決裁を仰ぎ、適否を判断することができます。

(1) 同一事業者であり、かつ、広告デザインが過去に掲載されたものとほぼ同様であると会長が認めたもの

(2) 同一事業者かつ同一広告デザインであるもの

第9章 契約・協定締結

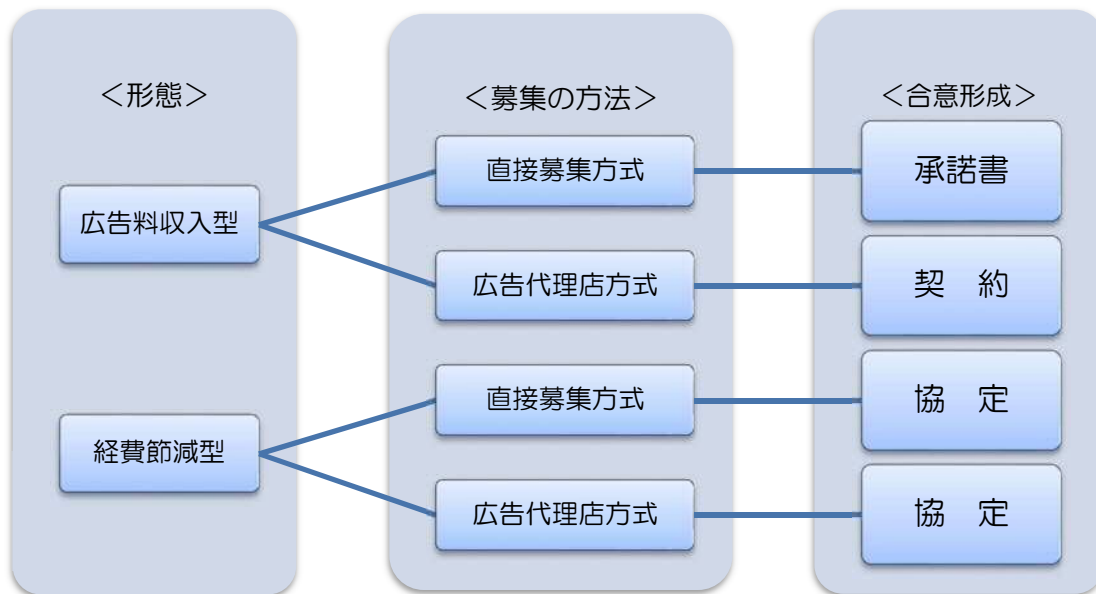
広告主が決定し、実際に広告事業を実施するときは、市と相手方との間で広告掲載に関する契約又は協定を締結する必要があります。(広告料収入型の広告事業で、事業者を直接募集したときは、広告主からの承諾書によります。)

契約書等は、一般的な契約条項を示した「広告掲載に関する契約書標準書式(→p. 65～67)」、「作成及び贈与に関する協定書標準書式(→p. 68～70)」を参考に作成することになりますが、広告媒体の性質などにより、契約条件が異なることも考えられるため、例に示す以外に項目を追加する必要があるときは政策法務課と協議してください。

契約書等は2通作成し、収入印紙を貼付したものを本市が、もう一方を相手方が保管します。

静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第6条の規定に基づき、契約締結の際には、「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう依頼してください。

また、必要に応じて、警察署に照会を行い、暴力団員に該当しないことを確認してください。
※手続きの詳細は、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」を参照ください。



第10章 企画提案

民間活力を活用し、公共サービスの向上や行政運営のなお一層の効率化を図るため、本市広告事業について具体的な企画提案を募集します。

なお、提案に当たって提案者は、以下の事項を記載した企画提案書を総務課宛てに提出し、総務課は関係課に送付します。

本市の広告事業に対し、広告主や広告代理店から企画提案を受けたときは、市の保有資産の有効活用や新たな財源の確保等に繋がる可能性があることから、提案を受けた課は提案の趣旨を十分に把握し、費用対効果の検証、実施にかかるスケジュールなどについて、積極的に検討するようにしてください。

1 募集する企画提案の内容

- (1) 新規媒体名
- (2) 掲載可能な広告内容、規格
- (3) 提案金額
- (4) その他本市広告事業に関すること

2 提案内容の検討

所管課は提案を受けて、法令等の制限の有無、費用対効果、実施に至るまでのスケジュール等について検討し、広告事業の実施の可否について決定します。

ブル等に関する業種（公営競技事業者を除く。）

(13) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇〇〇〇に掲載しない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

(8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの

(9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの

(10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの

(11) 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が認めるもの
（広告枠等）

第5条 広告枠の位置大きさ及び規格等は、市長が別に定める。

2 広告の色は、〇色以内とする。

3 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示するものとする。

4 広告には、その上部に、縦〇ミリメートル、横〇ミリメートル程度の大きさに広告を表示し、これを枠囲みするものとする。

5 広告には、広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いることを明記するものとする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間とする。

2 広告主は、市長の承諾を得て、〇年を超えない範囲内で広告の掲載期間を更新することができる。

（掲載希望者の募集）

第7条 市長は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める方法により広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による募集に当たっては、広告枠の位置及び数、掲載期間、広告掲載料、広告主の決定の方法その他の必要事項を明示するものとする。

（広告掲載の申込み等）

処置を講じなければならない。

- 3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 広告主は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

- (14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの
- 2 市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇〇〇〇に掲載しない。
- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
 - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
 - (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの
 - (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
 - (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
 - (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が認めるもの（広告枠等）

第5条 広告枠の位置大きさ及び規格等は、市長が別に定める。

- 2 広告の色は、〇色以内とする。
- 3 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示するものとする。
- 4 広告には、その上部に、縦〇ミリメートル、横〇ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みするものとする。
- 5 広告には、広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いることを明記するものとする。
（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間とする。

- 2 広告主は、市長の承諾を得て、〇年を超えない範囲内で広告の掲載期間を更新することができる。
（掲載希望者の募集）

第7条 市長は、市内事業者を対象として広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集を行うものとし、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、当該応募者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて募集を行うものとする。

- 2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による募集に当たっては、広告枠の位置及び数、掲載期間、広

- 2 広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じなければならない。
- 3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 広告主は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇〇〇〇に掲載しない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

(8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの

(9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの

(10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの

(11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が認めるもの
（広告枠等）

第5条 広告枠の位置大きさ及び規格等は、市長が別に定める。

2 広告の色は、〇色以内とする。

3 広告には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示するものとする。

4 広告には、その上部に、縦〇ミリメートル、横〇ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みするものとする。

5 広告には、広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いることを明記するものとする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間とする。

2 広告主は、市長の承諾を得て、〇年を超えない範囲内で広告の掲載期間を更新することができる。

（掲載希望者の募集）

第7条 市長は、市内事業者のうちから広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集を行うものとする。

2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による募集に当たっては、広告枠の位置及び数、掲載期間、広告掲載料、広告主の決定の方法その他の必要事項を明示するものとする。

（広告掲載の申込み等）

処置を講じなければならない。

- 3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 広告主は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

〇〇〇〇〇〇広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市〇〇〇〇〇〇への広告の掲載について、静岡市〇〇〇〇〇〇広告掲載取扱要綱第9条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 広告枠の位置等
 - (1) 広告枠の位置
 - (2) 掲載期間
- 2 広告原稿のサイズ (縦) センチメートル× (横) センチメートル
- 3 広告原稿の色数 色
- 4 広告原稿の提出期限 年 月 日
- 5 広告掲載料 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 広告掲載料の納入期限 年 月 日
- 7 広告原稿の提出方法
- 8 協議事項 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

〇〇〇〇〇〇広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市〇〇〇〇〇〇への広告の掲載について、下記の理由により掲載しないことと決定したので、通知します。

記

掲載しない理由

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

〇〇〇〇〇〇広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで静岡市〇〇〇〇〇〇への広告の掲載を決定しましたが、下記の理由により広告の掲載を取り消しますので通知します。

記

取消しの理由

募集要項標準書式〔見積執行〕

静岡市〇〇〇〇〇〇広告掲載募集要項

静岡市〇〇〇〇〇〇に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称
- (2) 用途

2 広告掲載のメリット

3 広告の規格

- (1) 規格
- (2) 色

4 広告枠の位置等

- (1) 広告枠の位置
- (2) 枠数
- (3) 掲載期間

5 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 年 月 日 時必着

- (2) 提出書類

- ・ 静岡市〇〇〇〇〇〇広告掲載申込書（様式第1号）
- ・ 広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
- ・ 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
- ・ 資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

- (3) 申込対象者

事業者（又は広告代理店）

- (4) 申込方法

- (5) 申込できない業種又は事業者

- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・ 各種法令に違反している事業者
- ・ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・ 利殖を目的とした投資又は投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）によ

の損害を賠償しなければならない。

13 申込み及び問合せ先

募集要項標準書式〔総合審査〕

静岡市〇〇〇〇〇〇広告掲載募集要項

静岡市〇〇〇〇〇〇に広告を掲載していただける広告主を募集します。

1 広告媒体の概要

- (1) 名称
- (2) 用途

2 広告掲載のメリット

3 広告の規格

- (1) 規格
- (2) 色

4 広告枠の位置等

- (1) 広告枠の位置
- (2) 枠数
- (3) 掲載期間

5 広告掲載の申込み

- (1) 申込期限 年 月 日 時必着

(2) 提出書類

- ・ 静岡市〇〇〇〇〇〇広告掲載申込書（様式第1号）
- ・ 広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
- ・ 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
- ・ 資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

(3) 申込対象者

事業者（又は広告代理店）

(4) 申込方法

(5) 申込できない業種又は事業者

- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・ 各種法令に違反している事業者
- ・ 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・ 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・ 利殖を目的とした投資又は投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）によ

要の処置を講じるものとする。

- (3) 広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 申込み及び問合せ先

仕様書（広告料収入型）標準書式

広告媒体	媒体の名称	
	媒体の規格	(1) 大きさ (2) 材質 (3) 色
	発行部数	
	発行頻度	
	配布期間	
	配布エリア	
	配布方法	
広告枠	掲載枠	(1) 大きさ (2) 広告枠の位置 (3) 枠数 (4) 掲載期間
	色数	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の上部に、縦○ミリメートル、横○ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みすること。 ・ 広告の下部に、「広告に関することは、広告主にお問い合わせください。」、「広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。」の文言を表記し、併せて広告主及び広告主の連絡先を表示してください。 ・ 広告内に「この広告による広告料は、○○（媒体）の○○（印刷費や維持管理費等）の一部として活用されます。」と明示してください。
広告原稿の提出期限		
広告原稿の提出方法		

仕様書（経費節減型）標準書式

広告媒体	媒体の名称	
	媒体の規格	
	発行部数	
	発行頻度	
	配布期間	
	配布エリア	
	配布方法	
広告枠	掲載枠	
	色数	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の上部に、縦○ミリメートル、横○ミリメートル程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みすること。 ・ 広告の下部に、「広告に関することは、広告主にお問い合わせください。」、「広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。」の文言を表記し、併せて広告主及び広告主の連絡先を表示してください。 ・ 広告内に「この○○（媒体）の作成経費は、広告を掲載による収入で賄われています。」と明示してください。・
納期		
納入方法		
納入場所		

ホームページ掲載情報連絡票

ホームページ掲載情報連絡票

所 属 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

媒体の名称	
公表（予定）日	
ホームページ URL	
ALAYA ページID	
募集期間	
広告料 (※定額の場合のみ)	
作成数	
広告対象	
広告の形態	広告料の納入 ・ 物品の無償提供

広告審査依頼書 標準書式（広告料収入型／直接募集方式）

				年 月 日	
(宛先) 広告審査会会長					
				所 属	
				所属長名	

広告審査依頼書

以下の広告の審査を依頼します。

媒体の名称			
媒体の目的			
配布先等		作成部数 作成費（予算額）	
募集方法 募集期間			
選定日		選定方法	
広告料 （最低募集価格）		広告枠数	
掲載期間			

【広告掲載希望者】

	会社名	市内 ／市外	新規 ／継続	※継続の場合に記入
1				前回審査年月 年 月
				前回審査時からの内容変更有無
2				前回審査年月 年 月
				前回審査時からの内容変更有無
3				前回審査年月 年 月
				前回審査時からの内容変更有無
4				前回審査年月 年 月
				前回審査時からの内容変更有無
5				前回審査年月 年 月
				前回審査時からの内容変更有無

広告審査依頼書 標準書式（広告料収入型／広告代理店方式）

						年	月	日
(宛先) 広告審査会会長								
						所 属		
						所属長名		

広告審査依頼書

以下の広告の審査を依頼します。

媒体の名称			
媒体の目的			
配布先等		作成部数 作成費（予算額）	
募集方法 募集期間			
選定日		選定方法	
広告料 (最低募集価格)		広告枠数	
掲載期間			

【広告代理店】

会社名			
-----	--	--	--

【広告掲載希望者】

	会社名	市内 ／市外	新規 ／継続	※継続の場合に記入
1				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
2				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
3				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
4				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
5				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無

広告審査依頼書 標準書式（経費節減型）

						年	月	日
(宛先) 広告審査会会長								
						所 属		
						所属長名		

広告審査依頼書

以下の広告の審査を依頼します。

媒体の名称			
媒体の目的			
配布先等		作成部数	
募集方法 募集期間			
選定日		選定方法	
経費節減額 (概算)		広告枠数	
掲載期間			

【物品提供者】

会社名			
-----	--	--	--

【広告掲載希望者】

	会社名	市内 ／市外	新規 ／継続	※継続の場合に記入
1				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
2				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
3				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
4				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無
5				前回審査年月 年 月 前回審査時からの内容変更有無

会社概要

1	掲載希望者名称			
	本社所在地			
	(支社所在地等)			
	業種・業態			
	資本金		従業員数	
	登録番号等			
2	掲載希望者名称			
	本社所在地			
	(支社所在地等)			
	業種・業態			
	資本金		従業員数	
	登録番号等			
3	掲載希望者名称			
	本社所在地			
	(支社所在地等)			
	業種・業態			
	資本金		従業員数	
	登録番号等			

広告審査事前チェック表

広告審査事前チェック表

年 月 日

課名： _____

広告の掲載に当たり、下記項目について確認しました。

必須項目	以下の事項は記載されているか	確認済	該当なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 広告主の氏名または名称	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 住所（原則として「静岡市」から記載）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 連絡先（電話番号は原則として受付時間も併記）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 枠囲みした「広告」の表示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 広告料を媒体の印刷費や維持管理費等の一部として用いる旨の注記	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事実関係	誤りはないか。また、他の発行物等の記載内容と相違はないか。	確認済	該当なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 営業日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 地図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ ホームページアドレス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
広告表現	広告掲載の制限に該当する記載はないか。	確認済	該当なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 消費者に優良誤認や有利誤認を与える表現になっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 法令上制限されている記載はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 社会問題に関わる表現で、一般に不快の念を与えるおそれのあるものが含まれていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 外国語で表現する場合、その言語を使用する国の文化等に照らして、不快の念を与えるおそれのある表現が含まれていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 広告主のWebページにリンクをする広告に関して、リンク先のページ内容についても上記事項の表現や記載はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事前協議	必要に応じて関係各課との事前協議は完了したか。	確認済	該当なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 政策法務課（新規実施の際の法的対応）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 管財課（行政財産の目的外使用許可、普通財産の貸付契約）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 生活衛生課（医療広告）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 建築総務課（屋外広告物）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 都市計画課（屋外広告物、地区計画）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 海洋文化都市推進本部（清水港・みなと色彩計画）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 土木管理課（道路・河川・法定外公共物※の占用許可）※里道、水路、普通河川等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ その他（ _____ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

確認後、「確認済」欄に✓を記載してください。
該当ない場合は、「該当なし」欄に✓を記載してください。

広告掲載に関する契約書標準書式

静岡市〇〇〇〇〇への広告掲載に関する契約書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇〇への広告の掲載について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（〇〇〇〇〇への広告の掲載）

第2条 乙は、〇〇〇〇〇の広告掲載枠を購入し、静岡市〇〇〇〇〇広告掲載取扱要綱（〇年〇月〇日施行）、〇〇〇〇〇広告掲載基準（〇年〇月〇日施行）及び〇〇〇〇〇〇広告掲載に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、広告掲載枠に掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、仕様書に基づき乙が作成した広告を〇〇〇〇〇に掲載するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の契約期間は、この契約の締結日から〇年〇月〇日までとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載枠への広告掲載料は、次のとおりとする。

金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇、〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 この契約の契約保証金は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条第4号の規定により免除する。

（実施の監督）

第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、期間中いつでも乙に対して、広告の掲載に関して質問し、又は資料の提出を求めることができる。

（通知義務）

第7条 乙は、この契約の履行に影響を及ぼす重要な事情の変化が生じたときは、直ちに甲に対して通知し、必要な指示を受けなければならない。

（広告掲載料の納入）

第8条 乙は、広告掲載料を〇年〇月〇日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 乙は、広告掲載料を前項に規定する納入期限までに納入しないときは、その納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、広告掲載料の2,000分の1に相当する額の遅延金を、甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（責務）

第9条 乙（乙の従業員及び従業員であった者並びに第12条ただし書の規定により受託し、又は請け負った者（次項において「従業員等」という。）を含む。次条及び第11条

において同じ。)は、この契約に基づく業務の履行に関して知り得た事項を漏洩し、又は盗用してはならない。期間満了後又はこの契約の解除後も、同様とする。

2 乙は、従業員等の責務について、万全の措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た事項をこの契約の目的外に使用し、又は第三者に閲覧させ、若しくは提供してならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、若しくはその権利を担保に供し、又はこの契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 この契約の履行に当たり、乙又は乙の従業員に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(契約の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議してこの契約の全部又は一部につき、その内容を変更し、その履行を一時中断させ、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、広告原稿の提出が別紙仕様書に定められた期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前各号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの契約を解除することができる。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、既納の広告掲載料を返還しないものとする。

(市長への報告等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 ○○ ○○

静岡市○○区○○○○

乙

○○○

代表取締役 ○○ ○○

作成及び贈与に関する協定書標準書式

静岡市〇〇〇〇〇の作成及び贈与に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が使用する〇〇〇〇〇〇の作成及び贈与について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この協定において〇〇〇〇〇とは、甲が〇〇〇〇〇〇に使用する〇〇〇〇を次条の規定により乙が甲に贈与するものをいう。

（〇〇〇〇〇の作成及び贈与）

第3条 乙は、〇〇〇〇〇を作成し、これを甲に贈与するものとし、甲は、これを受領し、甲の〇〇〇〇〇〇に使用するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から〇年〇月〇日までとする。

（広告の掲載）

第5条 乙は、〇〇〇〇〇に乙の広告を掲載し、又は広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告主の広告を掲載することができる。

2 〇〇〇〇〇に掲載することができる広告は、広告主が静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行。以下「掲載基準」という。）第4に掲げる業種又は事業者に該当しないものであり、かつ、広告の内容が掲載基準別表第1に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置した静岡市広告審査会の審査を経て甲が承認したものとする。

3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

（〇〇〇〇〇の規格等）

第6条 〇〇〇〇〇の規格、数量、広告の仕様、納入方法及び納期は、別紙仕様書に定めるところによる。

（〇〇〇〇〇の瑕疵に対する責任）

第7条 乙は、〇〇〇〇〇に瑕疵があるときは、乙の負担によりこれを回収し、代替の〇〇〇〇を甲に提供するものとする。

（広告の内容についての責任）

第8条 乙又は広告主は、〇〇〇〇〇に掲載された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙又は広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定する〇〇〇〇〇の使用の中止について、第5条第1項に規定する乙と広告主との間の広告の掲載に係る契約に定めなければならない。

(使用の中止)

第9条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの協定に違反すると認めたときは、〇〇〇〇〇の全部又は一部の使用を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により使用を中止した〇〇〇〇〇を乙の責任により回収しなければならない。

3 前項の規定により〇〇〇〇〇の使用が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この協定を解除することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 前号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの協定を解除することができる。

3 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲は、既納の〇〇〇〇を返還しないものとする。

(変更の報告)

第13条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間経過後の取扱い)

第14条 この協定の有効期間が経過した後、余剰の〇〇〇〇〇〇があるときは、甲は、これを甲の〇〇〇〇で使用するものとし、〇〇〇〇には使用しないものとする。

(管轄する裁判所)

第15条 この協定に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(市長への報告等)

第16条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第17条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 〇〇 〇〇

静岡市〇〇区〇〇〇〇

乙 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

静岡市広告募集等連絡メール配信登録用紙

記入日： 年 月 日

(宛先) 静岡市総務局総務課

Eメール：soumu@city.shizuoka.lg.jp

F A X：054-205-1377

静岡市広告募集等連絡メール配信登録用紙

(フリガナ)	
企業名・事業主名	
(フリガナ)	
代表者職名・氏名	
業 種	
担当部署名	
(フリガナ)	
ご担当者氏名	
所在地	〒
T E L	
F A X	
Eメールアドレス	
ご希望の広告媒体 ※ありましたらご記入ください。	
広告事業について、ご意見・ご提案などございましたらご記入ください。	

※ご記入いただいた情報は、適切に管理し、目的外には使用いたしません。

企画提案書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

企画提案書

静岡市広告事業について、次のとおり企画提案します。広告事業実施に当たっては各種法令及び静岡市広告事業関連規定を遵守し、静岡市の指示に従います。

提 案 者	所在地	〒	
	(フリガナ)		
	企業名・事業主名		
	(フリガナ)		
	代表者職名・氏名		
	業 種		
	ホームページURL		
担 当 者	部署名		
	(フリガナ)		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
	Eメール		
提 案 内 容	媒体名		
	広告内容・規格		
		※デザインの素案がある場合は添付してください。	
	提案金額	円 (うち消費税相当額 円)	
	備 考		

《関係法令等》

静岡市広告審査会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市が掲載する広告について必要な事項を審査するため、静岡市広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 掲載する広告の適否に関する事。
- (2) 広告の内容に係る疑義に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し、市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 審査会の会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務局次長
- (2) 市長公室広報課長
- (3) 総務局総務課長
- (4) 総務局政策法務課長
- (5) 財政局財政部管財課長
- (6) 市民局生活安心安全課長
- (7) 子ども未来局青少年育成課子ども若者相談担当課長

2 市長は、前項に規定する会員のほか、審査に当たり必要があると認めるときは、当該審査事項を所管する課の長を、臨時の会員として加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置き、総務局次長の職にある会員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(電子会議)

第6条 会長は、審査会の意見を聴いた上で適当と認めた事案について、イントラネット上で会長及び各会員が意見を電子的に交換する方式による審査会の会議を開くことができる。この場合において、当該会議の進行管理は、会長がその所属職員のうちから指名した者が行う。

(審査の特例)

第7条 会長は、審査会が軽易なものとして特に認めた場合は、会議への付議を省略して適否を判断することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務局総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市広告掲載基準

第1 趣旨

静岡市の広告事業は、財政負担の軽減、市が保有する資産の有効活用、民間企業との連携を図ることにより、市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指すものである。

この基準は、広告事業の目的を実現するために静岡市が掲載する広告を審査するに当たっての基準として定めるものであり、広告掲載の適否はこの基準に基づき、判断するものとする。

第2 広告審査に当たっての基本的な考え方

審査に当たっては、この基準に基づき一義的な解釈及び適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

第3 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。この場合においては、総務局総務課と協議の上、定めることとする。

第4 規制する業種又は事業者

次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 占い、運勢判断に関する業種
- (12) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技事業者を除く。）
- (13) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事

業者として適当でないと市長が認めるもの

第5 規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に関係するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(例) たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

第6 広告主のWebページにリンクをする広告に関する基準

広告主のWebページにリンクをする広告（バナー広告や広告主のWebページへ誘導する二次元バーコードを掲載する広告）に関しては、当該広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWebページの内容についても、内容に応じて可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部または一部を準用することができる。

第7 掲載の適否

- 1 広告内容及びデザインの適否は、別表第1に基づき、判断するものとする。
- 2 屋外に掲載する広告（車両広告を含む。）の適否は、別表第1及び別表第2に基づき、判断するものとする。

第8 留意事項

掲載する広告の表示内容は、次の各号に留意するものとする。

(1) 広告であることを原則として明示すること。

例) 広告 等

(2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告掲載基準等を遵守すること。

(3) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格を明示すること。

(4) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例) お酒は20歳を過ぎてから 等

第9 掲載基準の適用

この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成23年5月11日から施行する。ただし、施行の日以前に募集した広告を審査する場合には従前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月21日から施行する。

別表第1（第7関係）

基 準	例 示
(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの	ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は助長するもの イ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの ウ 性的な表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの エ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの
(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙に関係するもの	ア 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの	ア 人種、民族、言語、性別、職業、心身の障害、社会的な身分等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの ウ 他の名誉若しくは信用を毀損し、又は他の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの エ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作権、特許権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は類似、模倣等によりそのおそれがあるもの
(4) 特定の宗教の教義を広め、又は信者を強化育成することを主たる目的とするもの	ア 宗教団体による布教宣伝、勢力拡大等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
(5) 法令等に違反し、又はその疑いがあるもの	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

	ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの
(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの	ア セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの
(7) 社会問題についての主義主張	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれているもの、又は政治問題化や係争化が予想されるもの
(8) 名刺広告	ア 目的が不明で、単なる売名行為であるもの
(9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの	ア 責任の所在及び内容が不明確なもの イ 虚偽の内容を表示するもの ウ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの（掲載する場合は、比較方法が公正で、内容が客観的に実証されている資料を必要とする。） 例)「世界一」「日本一」「一番安い」等の最高・最大級の表現 「当社だけ」「確実に儲かる」「絶対」「永久」「完璧」等の事実の裏付けのない断定的な表現 エ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの 例)「今が最後のチャンス」「超特価」「破格」「激安」「出血価格」等 オ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等 キ 債権取り立て、示談引受け等をうたったもの ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、自己の優位性を誇示し又は暗示するもの コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの サ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。） シ 健康食品等の通信販売の広告で、定期購入や解約の条件等の表示が不明確なもの ス その他市民に不利益を与える、又は消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現を含むもの
(10) 青少年の保護又は健全	ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性の

<p>育成の観点から適切でないもの</p>	<p>ないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
<p>(11) 前各号に掲げるもののほか、当該広告媒体に掲載又は掲出する広告として、右の理由により不適切であると市長が認めるもの</p>	<p>ア 品位を損なう表現のもの イ 詐欺的なもの又はいわゆる悪質商法とみなされるもの及びその類似商法とみなされるもの ウ 通貨、紙幣及び郵便切手の複写等で実際のもので紛らわしいもの エ 個人情報利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの カ 市の施策や事業に支障を生じるおそれがあるもの キ 広告媒体が有する本来の行政目的に支障を生じるおそれがあるもの ク 市民感情を害するおそれがあるもの ケ 取引に関する条件、内容等について誤信を招くおそれがあるもの コ その他社会的に不適切なもの</p>

別表第2 (第7関係)

<p>基準</p>	<p>例示</p>
<p>(1) 都市の美観風致を損なうおそれがあるもの</p>	<p>ア 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの ウ 著しく美観を損ねるようなもの エ 景観と著しく違和感があるもの オ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの カ 著しくデザイン性の劣るもの キ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの ク 地区計画、清水港・みなと色彩計画、その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの ケ その他屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）、静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）等の関係法令に適合しないもの</p>
<p>(2) 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するお</p>	<p>ア 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの</p>

<p>それのあるもの</p>	<p>(ア) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの (イ) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの (ウ) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの イ 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの (ア) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの (イ) 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの (ウ) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの (エ) 絵柄や文字が過密であるもの ウ その他道路法（昭和27年法律第180号）、静岡県道路占用規則（平成15年規則第236号）等の関係法令に適合しないもの</p>
----------------	---

品位を損なう広告の制限に関する運用基準

静岡県広告掲載基準（平成23年5月11日施行）別表1（11）アの規定による「品位を損なう表現のもの」については、従前のものに加え、以下のものを含めるものとして運用する。

- ア 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用又は過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ 媒体の配色・体裁と比べ、著しく違和感があるもの
- ウ 著しくデザイン性の劣るもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの
- オ その他媒体の品位を損なうもの

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。